

「環境配慮行動普及促進イベント業務委託」 仕様書（案）

1. 事業の名称

環境配慮行動普及促進イベント業務

2. 事業の目的

ゼロカーボン社会の実現に向けては、産業、業務、家庭、運輸など全ての部門における脱炭素化が必要であり、特に家庭における取り組みを進めるためには、市民一人ひとりの理解の促進及び自発的な環境配慮行動の実践・定着が重要である。

本市ではこれまで、アプリを活用した「杜の都脱炭素デイリーアクション」を実施し、日常生活の中で環境配慮行動を実践する機会の創出と、その継続的な実施の促進を図ってきた。

本事業においては、これらの取組の成果も踏まえつつ、謎解きやクイズなど、一般市民や子どもが親しみやすいコンテンツを通じて、環境配慮行動に関する理解を深めるとともに、イベント体験を契機として日常生活における行動変容をより一層促進し、継続的な実践につなげることを目的とする。あわせて、幅広い市民の参加を促進することで、市域全体における環境配慮行動の定着を図る。

3. 委託期間

契約締結日～令和 9 年 1 月 29 日

4. 業務の内容

本業務は、なぞ解きやクイズなどの参加型コンテンツを活用し、「店舗連携キャンペーン」及び「PR ブース出展（イベント連携）」を実施する。なお、本市における脱炭素推進に関する取組の一つとして「市民の行動変容プロジェクトチーム」を構成しており、構成メンバーであるみやぎ生協及びベガルタ仙台と連携し実施すること。

(1) 店舗連携キャンペーンの企画・運営業務

みやぎ生協店舗と連携し、店舗連携キャンペーンに係る以下の業務を実施する。

① キャンペーン期間

10 月中旬～11 月下旬の 1 か月から 1 か月半程度の期間を基本とすること。

② 対象者

一般市民（想定する主な利用者層：小中学生の子が属する世帯）

③ 実施場所

みやぎ生協の店舗（黒松店、桜ヶ丘店、幸町店、仙台ハーベストビレッジ店、愛子店、太子堂店、荒井店）とする。

④ キャンペーン企画業務

以下の内容を含み、市民等が楽しく学べる企画とすること。

【要旨】

本キャンペーンは、謎解きやクイズ等を通じ、脱炭素に関心が低い層も含めたより多くの市民に理解を深めてもらい、日常生活における行動変容を促すことを目的としている。

(ア) イベントの構成

- ・ 市民等がみやぎ生協店舗内で環境配慮行動への理解を深め、実践できるような内容とすること。
- ・ 店舗内の限られた空間を考慮し、特定の場所に参加者が集中・滞留しないよう適切に配慮すること。
- ・ 店舗内でチラシ、パンフレット等の紙媒体を配架する場合及び、掲示物を掲載する場合は、事前に発注者と協議のうえ、発注者が指定する場所とすること。

(イ) イベントの運営

- ・ 店舗内のキャンペーン実施にあたり、みやぎ生協店舗内での人員の配置は不要とする。なお、必要な備品は受注者の負担で手配すること。
- ・ 謎解きやクイズ等のテーマについては、キャンペーン期間内で1回に限り変更が可能である。
- ・ その他、企画内容については発注者と協議の上決定すること。

⑤ キャンペーン運営業務

- ・ 紙媒体、掲示物等の配架、掲載場所は指定した場所に限定するほか、店舗スタッフの負担が最小限となるよう留意すること。
- ・ キャンペーン実施にあたり店舗スタッフの協力が必要な場合には、発注者と協議すること。その場合、店舗スタッフ向けの運営マニュアルを作成すること。

(2) PR ブース出展の企画・運営業務

本事業をPRするイベントに係る以下の業務を実施する。

① 出展イベントの選定

- ・ (1)のキャンペーン期間中若しくはキャンペーン期間前に店舗連携キャンペーン業務を効果的かつ効率的にPRできるイベントを複数選定すること。
- ・ イベント出展については受注者による選定を基本とするが、ベガルタ仙台ホームゲームにおけるブース出展(令和8年10月31日(土)の出展を予定)を1回以上含めること。

② イベント企画

以下の内容を含み、来場者が楽しく学べる企画とすること。

【要旨】

(ア) イベントの構成

- ・ (1)の広報に加え、脱炭素への関心が低い層を含む多くの市民の理解を深め、日常生活での環境配慮行動を促すような内容とすること。
 - ・ ベガルタ仙台のホームゲームにおいて出展するブースについては、Jリーグ気候アクションのSPL(※)に関連したテーマ設定により実施すること。なお、当該出展に係る出展料等は22万円(税込み)とし、受注者は当該経費を含めてイベント企画及び積算を行うこと。
 - ・ その他、受注者が選定するイベントへのPRブース出展に要する経費については、受注者の負担とする。
- (※)SPL(Sport Positive Leagues)とは、サッカークラブ等の気候変動対策や環境・社会課題への取組を評価・可視化する国際的な枠組みであり、Jリーグが参画する気候アクションの取組状況や方向

性を把握できる仕組みである。詳細については以下を参照。

Jリーグ公式:<https://www.jleague.jp/climateaction/spl/>

(イ) イベントの運営

イベントの運営にあたっては、下記の趣旨を踏まえ、イベント会場(周辺を含む)の安全かつ円滑な運営を行うこと。

- ・ 会場の装飾については、環境に配慮され、かつ企画の要旨を踏まえた装飾とすること。
- ・ 当日の実施運営マニュアルを作成し、緊急時対応(地震・火災発生時、体調不良者発生時)や悪天候対応(大雨や暴風)、中止時の対応も含めること。
- ・ イベント当日は、運営に係る一切を行い、運営にあたって必要な物品等を準備すること。物品の購入については、可能な範囲で環境に配慮した製品を選択すること。
- ・ ノベルティの配布は、企画の要旨を踏まえた内容、配布とすること。

(3) 共通事項

上記(1)(2)について以下の点に配慮すること

- ・ 「仙台市環境行動計画」に基づき、別紙2「イベントにおける環境配慮の手引き」に沿って企画運営を行うこと。
- ・ 抽選による配布を想定する景品は、原則として発注者が手配するものとする。ただし、受注者による独自提案として、各イベントの趣旨や内容に応じた景品を提案することを妨げるものではない。
- ・ 参加者の興味、関心を高め、イベント実施後も環境配慮行動を意識づけられる内容とすること。
- ・ 分かりやすく市民の目を引くキャンペーン、イベントの名称を設定すること。

(4) 広報関連業務

- ・ インターネットや SNS(LINE、YouTube、X、Instagram など)、その他広報媒体を活用した効果的な手法で本事業の PR を実施し、来場促進の効果を高めること。
- ・ 発注者が運営するウェブサイト「杜の都ゼロカーボンサイト」内に発注者がイベントページを製作し、本キャンペーンへ誘導することを想定している。これを踏まえ、イベントページの製作に係るキービジュアル等の広報素材を作成・提供すること。

(5) 報告書の作成

- ・ 上記キャンペーンへの参加状況を把握するため、各店舗ごとの応募状況等について、原則週 1 回の頻度で発注者に報告すること。
- ・ 来場者の実績、イベントの様子がわかる写真、参加者へのアンケート結果等をまとめた報告書を事業完了時に提出すること。報告書については、可能な範囲で環境に配慮した紙を使用し、紙媒体(2 部)と電子データを格納した CD-R1枚とする。

5. 業務履行に関する留意点

- (1) 事業の実施にあたっては、受注者は発注者に対し随時進捗状況を報告し、十分協議をしながら業務を進

めること。

- (2) 発注者との調整により事業の変更等が生じた場合は、それに伴う仕様の変更及び委託料の変更等について発注者と協議し、対応すること。
- (3) 必要に応じ、発注者が実施する関連事業との連携・周知啓発について発注者と協議し、対応すること。
- (4) 本業務に基づいて取材・記事作成等を行う際は、次に掲げる事項を含まないよう十分留意して業務を進めること。
 - ①政治活動を目的とするもの
 - ②事業等の目的を著しく逸脱した商業的行為を目的とするもの
 - ③宗教活動を目的とするもの
 - ④不敬な言い方を含むもの
 - ⑤人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
 - ⑥違法行為または違法行為を煽るもの
 - ⑦著作権、肖像権、商標権等の第三者の権利を侵害するもの
 - ⑧単なるうわさやうわさを助長させるもの
 - ⑨わいせつな内容を含むもの
 - ⑩その他公序良俗に反するもの

6. 業務委託料の支払い

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は業務の完了を確認のうえ、受注者による業務委託料の請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。

7. 秘密保持

受注者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8. 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受注者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

9. 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するた

めによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

10. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報保護法その他関係法令等を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と事前協議のうえ業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務において広報等を行う場合にあつては、市からの受託業務であることを明示すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。